

VI

学生通則

- 仙台青葉学院大学・
仙台青葉学院短期大学
学生通則

仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 学生通則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、仙台青葉学院大学及び仙台青葉学院短期大学（以下「本学」と総称する。）における学生の諸活動を充実発展させるとともに、円滑な教育研究の機能を維持するため、学生に関する事項を定めるものとする。

第2章 入学手続き等

(入学手続き書類等)

第2条 入学の許可を受けようとする者は、別に定める期日までに、入学誓約書（様式第1号）その他学長が指定する書類を学長に提出するものとする。

(連帯保証人)

第3条 入学の許可を受けようとする者は、連帯保証人（保護者等）を定めるものとする。

2 連帯保証人は、学生の在学中の行為及び納付金納入について一切の責任を負うものとする。

3 学生は、入学後連帯保証人を変更した場合は、速やかに連帯保証人変更届（様式第2号）を学長に提出するものとする。

4 前3項の規定に関わらず、外国人留学生で連帯保証人の選定が困難な者にあつては、別に定めるところにより身元保証人を記載した書面を学長に提出することにより、連帯保証人を定めないことができる。

(届出事項の変更)

第4条 学生は、入学後、本人又は連帯保証人の住所等に変更があつた場合は、速やかに届出事項変更届（様式第3号）を学長に提出するものとする。

第3章 学生証等

(学生証)

第5条 学生は、学長が交付する学生証を常に携帯し、本学の教職員から求められた場合は、これを提示するものとする。

2 学生証の有効期限は、原則として在学期間の末日とする。

3 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 学生証を携帯しない学生に対しては、本学の施設及び設備の使用を禁止することがある。

5 退学又は除籍により学籍を失った場合は、直ちに学生証を学長に返還するものとする。

VI 学生通則

(学生証の再交付)

第6条 学生は、学生証を紛失し、若しくは著しく汚損し、又は学生証が使用不能となった場合は、直ちに学生証再交付願（様式第4号）を学長に提出し、再交付を受けるものとする。

(個人ロッカーの貸与)

第7条 学生は、必要に応じて学部・学科に設置する個人ロッカー及びその鍵の貸与を受けることができる。

2 個人ロッカー及びその鍵の貸与期間は、原則として在学期間とする。

3 学生は、個人ロッカー及び鍵の貸与を受けた場合は、これを適切に管理するものとする。

4 学生は、卒業、退学又は除籍により学籍を失ったときは、直ちに個人ロッカーの鍵を学長に返還するものとする。

5 学生は、個人ロッカーの鍵を紛失した場合は、速やかに「ロッカーキー再発行願」を事務局に提出するものとする。

第4章 証明、届出及び願出

(証明書等)

第8条 学生は、在学証明書、学校学生旅客運賃割引証、学業成績証明書、卒業見込証明書等の交付を希望する場合は、各種証明書等交付願（様式第5号）を学長に提出し、その交付を受けるものとする。

2 学生は、公共輸送機関の通学定期乗車券を購入するために通学証明書の交付を希望する場合は、各種証明書等交付願（様式第5号）を学長に提出するものとする。

3 学生が第1項に掲げる証明書以外の証明書等の交付を希望する場合又は過去において本学の学生であった者が学業成績証明書、卒業証明書その他の証明書等の交付を希望する場合は、各種証明書等交付願（様式第5号）を学長に提出するものとする。

(休学等の願出)

第9条 学生は、仙台青葉学院大学学則第15条から17条まで及び第19条並びに仙台青葉学院短期大学学則第15条から17条まで及び第19条に規定する休学、復学、退学又は留学の許可を受けようとする場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める書類を学長に提出するものとする。

許可	提出書類
休学	休学願（様式第6号）
復学	復学願（様式第7号）
退学	退学願（様式第8号）
留学	留学願（様式第9号）

(死亡又は行方不明)

第10条 連帯保証人は、学生が死亡し、又は行方不明となった場合は、死亡・行方不明届（様式第10号）を学長に提出するものとする。

(海外渡航届)

第11条 学生は、留学の許可を得た場合を除き、海外に渡航しようとする場合は、あらかじめ海外渡航届

(様式第11号)を学長に提出するものとする。

(事故報告)

第12条 学生は、正課、大学行事、課外活動その他大学管理下での各種活動中又は通学途上において事故に遭った場合は、事務局に連絡するものとする。また、必要に応じて警察・消防・医療機関・金融機関などにも連絡する。

第5章 健康診断

(健康診断)

第13条 学生は、本学が定期又は臨時に実施する健康診断を受けなければならない。

- 2 学長は、健康診断の結果、学生に異常が認められたときは、本人又は連帯保証人に通知し、必要な措置を採らせることができる。
- 3 学生は、健康診断証明書の交付を希望する場合は、各キャンパスの学生総合支援センターに申請するものとする。

第6章 学生団体等

(学生の遵守事項)

第14条 学生が本学の学生を構成員とする団体（以下「学生団体」という。）を設立しようとする場合及び学生又は学生団体が学内において集会又は催物（以下「集会等」という。）を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 学則その他の規程に違反しないこと。
- (2) 教育研究活動を阻害しないこと。
- (3) 施設、設備等の維持管理に支障をきたさないこと。

(団体の設立の許可)

第15条 学生が学生団体を設立しようとする場合は、本学の専任教員の中から顧問を定め、学生団体設立願（様式第12号）に当該学生団体の規約、会員名簿（様式第12号別紙）、活動計画書及び予算案を添えて学生委員会に提出し、学長の許可を受けるものとする。

(活動の継続)

第16条 学生団体は、その活動を継続しようとする場合は、毎年度2月末日までに学生団体継続願（様式第12号）に当該年度の活動報告書及び次年度の活動計画書を添えて学生委員会に提出し、学長の許可を得るものとする。

(団体の解散及び変更の届出)

第17条 学生団体は、当該団体を解散しようとする場合は学生団体解散届（様式第13号）を、学生団体の目的、名称の変更、顧問の追加及び変更又は代表学生の変更を行う場合は学生団体届出事項変更届（様式

VI 学生通則

第14号)を学生委員会に提出するものとする。

(学外団体への加入等の許可)

第18条 学生が学外の団体に加入しようとする場合は学外団体加入願(様式第15号)を、学外施設での活動や対外試合等の学外行事に参加しようとする場合は学外行事参加願(様式第16号)を提出し、学長の許可を受けるものとする。

(集会等の許可)

第19条 学生又は学生団体が学内において集会等を行おうとする場合は、原則として7日前までに学生集会等願(様式第17号)を学生委員会に提出し、学長の許可を受けるものとする。

2 学長は、前項の許可に当たり、条件を付すことがある。

(集会等の禁止又は解散)

第20条 学長は、次のいずれかに該当するときは、集会等の禁止又は解散を命じることができる。

- (1) 第14条各号の規定に違反したとき。
- (2) 集会等の目的を逸脱したとき。

(報告)

第21条 集会等の責任者は、集会等の状況について関係教職員から報告を求められた場合は、直ちにこれに応じるものとする。

(潜在危険の除去)

第22条 学生が活動を行う場合は、潜在危険の除去に努め、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 活動に応じた着衣を使用すること。
- (2) スポーツにおけるルール無視及び実力過信による無謀プレー等は厳に慎むこと。
- (3) 実験・工作等における実施方法及び手順に従うこと。
- (4) 構成員の心身状態に注意すること。

(学内活動における事故防止等)

第23条 学生団体が学内施設を使用して活動を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 施設本来の使用目的を逸脱しないこと。
- (2) 使用上の注意事項を掲示している施設にあつては、当該注意事項に従うこと。
- (3) 施設使用許可時間を超えないこと。
- (4) 危険行為は厳に慎み、施設内に危険物がある場合は事務局に連絡すること。

(学外活動における事故防止等)

第24条 学生団体が学外で活動を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 原則として活動する日の7日前までに活動計画表を顧問に提出し、指導助言を受けること。
- (2) 前号の計画表を、第18条に規定する学外行事参加願に添付すること。
- (3) 活動終了後は顧問に活動結果を報告するとともに、参加者による反省会を開催するよう努めること。
- (4) 活動中に不測の事態が発生した場合は、顧問の指示を仰ぎ、中止等の措置を講じること。

- (5) 学外施設等への移動手段は、できるだけ公共輸送機関を利用すること。

(合宿等における事故防止等)

第25条 学生団体が学外施設を使用し合宿して課外活動を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 原則として活動する日の10日前までに活動計画表を顧問に提出し、指導助言を受けること。
- (2) 前号の計画表を、第18条に規定する学外行事参加願に添付すること。
- (3) 代表者は、事前に参加者の健康状態を把握し、健康状態に不安のある者の参加を中止させるとともに、参加者に対し家族等にあらかじめ行程等を連絡するよう指導すること。
- (4) 活動終了後は顧問に活動結果を報告するとともに、参加者による反省会を開催するよう努めること。
- (5) 活動中に不測の事態が発生した場合は、顧問の指示を仰ぎ、中止等の措置を講じること。
- (6) 学外施設等への移動手段は、できるだけ公共輸送機関を利用すること。

(海外活動における事故防止等)

第26条 学生団体が海外において活動を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 原則として活動する日の30日前までに活動計画表を顧問に提出し、指導助言を受けること。
- (2) 前号の計画表を、第18条に規定する学外行事参加願と併せて学生委員会に、第11条に規定する海外渡航届（様式第11号）を学長に提出すること。
- (3) 参加者は、事前に家族等に対して活動計画を連絡すること。
- (4) 活動中は、機会があるごとに可能な限り、顧問及び事務局に活動状況を報告すること。
- (5) 活動終了後は、顧問に活動結果を報告すること。

(緊急連絡)

第27条 学生団体は、活動中に不測の事態が発生した場合は、速やかに現状で考えられる応急措置を講じるとともに、顧問及び事務局に連絡し、その指示を受けるものとする。

(活動の停止又は解散)

第28条 学長は、学生団体が次のいずれかに該当するときは、活動の停止又は解散を命じることができる。

- (1) 第14条各号の規定に違反したとき。
- (2) 設立の目的を逸脱したとき。
- (3) 学生団体の活動中に事故が発生するなど学生団体の運営が不相当であるとき。
- (4) 学生団体の構成員が不祥事に関係し、それが当該団体の活動に密接な関連があるとき。

第7章 雑則

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

VI 学生通則

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。